3　無線設備の詳細

項　　目	実際の措置
1　主な設備	
1.1　ＶＨＦ無線設備	
1.1.1　デジタル選択呼出装置	
1.1.2　デジタル選択呼出聴守装置	
1.1.3　無線電話	
1.2　ＭＦ無線設備	
1.2.1　デジタル選択呼出装置	
1.2.2　デジタル選択呼出聴守装置	
1.2.3　無線電話	
1.3　ＭＦ・ＨＦ無線設備	
1.3.1　デジタル選択呼出装置	
1.3.2　デジタル選択呼出聴守装置	
1.3.3　無線電話	
1.3.4　直接印刷電信	
1.4　インマルサット船舶地球局	
2　警報のための補助手段	
3　海上安全情報の受信設備	
3.1　ナブテックス受信機	
3.2　高度集団呼出受信機	
3.3　ＨＦ直接印刷電信受信機	
4　衛星系非常用位置指示無線標識	
4.1　コスパス・サーサット	
4.2　インマルサット	
5　ＶＨＦ非常用位置指示無線標識	
6　船舶の捜索救助位置表示装置	
6.1　レーダー・捜索救助トランスポンダー（ＳＡＲＴ）	
6.2　ＡＩＳ捜索救助用位置指示送信装置（ＡＩＳ－ＳＡＲＴ）	

4　無線設備の利用可能性を確保するための方法（第４章第15規則６及び７規則）
4.1　設備の二重化
4.2　陸上保守
4.3　船上における保守能力

5　航海設備の詳細

設　　備	実際の措置
1.1　標準磁気コンパス[2]	
1.2　予備磁気コンパス[2]	
1.3　ジャイロ・コンパス	
1.4　ジャイロ・コンパス針路リピータ[2]	
1.5　ジャイロ・コンパス方角リピータ[2]	
1.6　船首方位制御装置又は自動航路保持装置[2]	
1.7　ダムカード又はコンパス方角装置[2]	
1.8　針路及び方角修正方法	
1.9　船首方位伝達装置（ＴＨＤ）[2]	
2.1　海図又は電子海図情報表示装置（ＥＣＤＩＳ）[2]	
2.2　ＥＣＤＩＳの後援装置	
2.3　航海用刊行物	
2.4　電子航海用刊行物の後援装置	
3.1　全世界的衛星航法システム又は全地上系無線航法システムの受信機[2][3]	
3.2　９ギガヘルツレーダー[2]	
3.3　第２レーダー（３ギガヘルツ又は９ギガヘルツ[3]）[2]	
3.4　自動衝突予防援助装置（ＡＲＰＡ）[2]	
3.5　自動航跡装置[2]	
3.6　第２自動航跡装置[2]	
3.7　電子的プロット支援装置[2]	
4　船舶自動識別装置（ＡＩＳ）	
5　航海データ記録装置（ＶＤＲ）	
6.1　船速距離計（対水）[2]	
6.2　船速距離計（船首尾方向の対地）[2]	
7　測深装置[2]	
8.1　舵角、プロペラ回転数、推力、ピッチ及び操作モード表示器[2]	
8.2　回頭角速度表示器[2]	
9　音響受信機[2]	
10　非常操舵場所電話[2]	
11　昼間信号燈[2]	
12　レーダー反射器[2]	
13　国際信号コード	
14　国際航海海上捜索救助手引書第３巻	

この記録がすべての点において正しいことを証明する。

.....において発給した。
（証書の発給の場所）

.....　　.....
（発給の日付）　　（証書の発給について権限を与えられた職員の署名）

（必要に応じて、証書を発給する当局の印章）

1）ＬＳＡコード　パラグラフ4.1.5.1.24、4.4.8.31及び5.1.2.2.13により要求されるものを除く。
2）この要件に合致する代替手段は、第５章第19規則の下で許可される。他の手段の場合には、逐一明記しなければならない。
3）該当しないものを抹消すること。